



2024,10,02

No. 068

申 39 号交渉で統括センター化による事業場の在り方の考え方について
認識一致を図ることができなかったことから、9月30日に申し入れを提出

労働基準法令における「事業場」の定義による運用を求める申し入れ

申 39 号（「労使間の取扱いに関する協約」の改定に関する申し入れ）交渉における議論
【MAIL NEWS No.063 より抜粋】

～統括センター化における事業場の考え方について～

✓ 統括センター化における事業場について関係諸法令の基本的考え方と原則に踏まえて、業務内容、作業場所、独立性を鑑みて取り扱うべきだ。

(会社) →業務の融合と連携を推進してる中で、現時点で問題はない。独立性、作業場所を固定するという考えはない。また原則という点で何か抵触しているというものではない。

✓ 業種・規模等に応じた安全管理体制がとられなければならない中で、会社の考え方では一つの事業場として十分に機能しないのではないか。

(会社) →営業・運輸等様々な業種がある中で、一つの事業場としている。何か支障するとは考えていない。

業態・規模・独立性を踏まえ、安全衛生管理体制の充実を図るには、それぞれ分けて事業場を設置するべきである!

労働法令における「事業場」の考え方とは・・・

場所的に分散しているものは原則として別個の事業場として扱う。同一の場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門がある場合には、その部門は別個の事業場として捉える。

駅や乗務員などは、それぞれ同じ業務内容ではなく、作業場所においても独立した箇所として運営されており、会社が主張する「統括センター化によって、社員のマルチタスク化を図っており問題ない」とする論理は認められない!

申し入れ項目

1. 労働基準法令における「事業場」については、統括センター及び営業統括センターを一つの箇所とした運用に対し、事業（業務）の内容、作業場所並びに独立性に鑑みて取り扱うべきであることから従前の駅・区所等のそれぞれの作業場所を「事業場」とすること。

各箇所の特情に応じた安全衛生・労働安全を構築するため、法令に基づいた「事業場」の定義・運用を求めます!